

令和2年第9回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和2年9月30日(水)	13時30分 開会 13時55分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美	2 三澤 実		4 姉崎 淳一
	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	
9 藤井 和人		11 渡辺 健一	12 島田 宗央
	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
3 羽田 雄一      5 山崎 幸一      8 小崎 勝敏			
10 中原 修      13 長屋 教幸			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀      主 幹 宮本 則幸			
主 任 國分 昌宏			

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和 2 年第 9 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、20 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により、本日の議事録署名委員については、6 番 佐藤弘朗委員、7 番 和田委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和 2 年 8 月 26 日に開催されました令和 2 年第 8 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>9 月 2 日 (水)、北見市端野町におきまして、新任農業委員研修会が開催され、これに 3 名の委員が出席しております。</p> <p>9 月 16 日 (水)、17 日 (木) 議会議場におきまして、第 3 回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、令和 2 年第 9 回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第 4、議案第 1 号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 1 号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において 3 件提出されてお</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1。証明願出人、所有者ともに信部内、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、信部内●●番●外計3筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は3,910㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は佐藤茂委員、松橋委員、中原委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の4ページをご覧ください。その2。証明願出人、所有者ともに旭、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、旭●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は24,336㎡で、利用状況は雑種地及び宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、安藤委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の5ページをご覧ください。その3。証明願出人、所有者ともに南兵村三区、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、南兵村三区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は234㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は渡辺委員、佐藤弘朗委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の質疑を行います。先に4ページその2について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により ●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ありませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから4ページその2の採決を行います。</p>

議 長	おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第1号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第1号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において1件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、八王子市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村一区●●番●外計9筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は12,483㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から令和3年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年9月4日に合意解約</p>

事務局	<p>に達したものでございます。  (別冊資料9ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。  事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が4件、貸借権が10件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、神戸市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は10,441㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和2年9月30日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,044,000円でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p>

事務局

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●外計3筆で合計面積は2,249㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年9月30日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、213,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、横浜市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●で面積は306㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年9月30日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、29,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、神戸市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は61,991㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年9月30日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月13日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,258,000円でございます。

(別冊資料7・8ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧ください。賃借権でございます。

はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、八王子市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計10筆で合計面積は12,730.51㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑で

事務局

ございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は63,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●で面積は30,954㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は80,480円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は71,431㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は185,720円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計12筆で合計面積は81,167㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は108,200円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計4筆で合計面

事務局

積は45,663㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。  
利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は54,780円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。番号6番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計4筆で合計面積は43,658㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は192,080円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計12筆で合計面積は51,433㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は167,780円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計6筆で合計面積は28,954㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は46,320円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

事務局	<p>続きまして番号9番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計5筆で合計面積は31,362㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は140,840円でございます。</p> <p>(別冊資料17ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は10,878㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、令和2年9月30日から令和7年7月25日までの5年間となっております、賃貸価格は47,860円でございます。</p> <p>(別冊資料17ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第3号の議案についての質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書の12ページをご覧ください。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人 北海道農業公社から別紙の農用地利用配分計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。なお、当該配分計画案について異存無き場合は、同法同条第3項の規定により、その旨農業委員会の意見として公益財団法人 北海道農業公社に提出するものであります。本総会において7件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。

番号1番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は15,690㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、125,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●で面積は11,253㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、90,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村二区●●番●外計6筆で合計面積は27,259㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、190,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さ

事務局

ん、利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●外計26筆で合計面積は113,840㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、724,000円でございます。

(別冊資料21・22・23ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号5番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●の内で面積は2,713㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、15,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●外計12筆で合計面積は49,879㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、332,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして番号7番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●外計3筆で合計面積は27,591㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は令和7年11月30日までの5年間で、賃貸価格につきましては、190,000円でございます。

(別冊資料26ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。  本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで、令和2年第9回湧別町農業委員会総会を閉会します。  閉 会 13時55分   この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。  議 長  署名委員  署名委員